

令和3年度・国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる世帯】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税の全部または一部を減免**

※保険税が一部減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。（裏面参照）。
令和2年の所得が0円以下の場合は収入減少による減免はできません。

○減免額の対象となる保険税

令和2年度及び令和3年度の保険税で納期限が、

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に到来するもの

- 保険税の減免額**は、**減免対象保険税額 (A × B/C)** に
減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A × B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の合計所得額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

合計所得額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

申請に必要な書類等の詳細はHP又は広報紀宝8月号折込チラシをご覧ください

相談・申請は紀宝町役場 紀宝町役場税務住民課で受け付けております。
窓口にお越し頂くか、お電話で問い合わせ下さい。

紀宝町役場 税務住民課 電話：0735-33-0337